

病児・病後児保育事業について（お知らせ）

平成26年10月1日から、病児・病後児保育事業を実施します。

病児・病後児保育とは？

子どもが病気になっても、お仕事などの都合により、日中、自宅で看病等することができない場合に、保護者にかわって専門の保育施設で一時的に子どもをお預かりする事業です。お仕事のほか、疾病、事故、出産、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事由がある場合に利用ができます。

- ◆対象児童 佐伯市に住所を有する生後6ヶ月から小学校3年生までの児童
- ◆利用時間等 月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで
(日、祝日、お盆、年末年始はお休みです。)
利用できる期間は、原則として連続7日間を限度とします。
- ◆利用料金 1日 1人あたり 1,500円
半日(5時間以内) 1人あたり 800円
その他、給食おやつ代として500円かかります。
※生活保護世帯及び市民税非課税世帯は、給食おやつ代のみの負担となります。
- ◆利用手続き 事前に市役所での利用登録が必要です。
(10月1日以降は、にしだキッズクラブでも登録できます。)
利用するときは、電話で利用の予約を行い、利用申請書を記入してください。利用申請書には、かかりつけ医の先生に病状等を記入していただく必要があります。(別途文書料がかかります。)
※詳しくは裏面をご覧ください。

実施施設

医療法人 慈恵会 西田病院
病児・病後児保育施設

にしだキッズクラブ

〒876-0047 佐伯市鶴岡西町2丁目271番地
予約受付電話 0972-23-0255 (10月1日以降)

詳細は、こども福祉課にお問い合わせください。

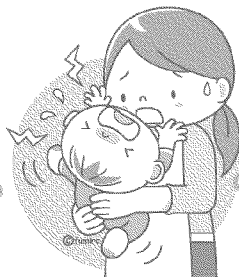
病児・病後児保育の利用のながれ

①利用登録をする。

病児・病後児保育の利用には、登録が必要です。利用するときに登録することもできますが、スムーズな利用のため、事前に登録しておくことをおすすめします。施設見学等、準備をしておく、いざという時に役立ちます。



こどもが病気に・・・
でも、
今日は、休めないし・・・



かわりに
みてくれる人も
いないし・・・



②まず、かかりつけ医を受診する。

かかりつけ医を受診して、お子さんが病児・病後児保育を利用できる状態なのか、確認してください。

③施設に予約の電話をする。

かかりつけ医で病児・病後児保育施設を利用できる状態であることを確認したら、まず、施設に電話し、利用の予約をしてください。

④かかりつけ医で 申請書に記入してもらう。

電話で予約ができたなら、かかりつけ医で申請書の「医療機関記入欄」に記入してもらってください。それ以外の記入欄（実施施設記入欄を除く）は、ご自身でご記入ください。

⑤施設を利用する。

病児・病後児保育施設で申請書を提出し、施設スタッフの指示にしたがってください。その際に利用料金を施設にお支払いください。また、かかりつけ医で処方されたお薬やお子さんに必要なものなどを忘れずにお持ちください。

必ず決められた時間までにお迎えをお願いします。

※急変時に備え、常に連絡がとれるようにしておいてください。



※利用状況及び病状等によってお預かりできない場合があります。申請書記入前に、電話で施設に空き状況を確認し、必ず予約をしてください。